

令和7年3月6日
総務部人権推進課

江東区男女共同参画条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

これまでの男女共同参画社会づくりの積極的な取り組みの推進に加え、男女の性別にとらわれず、すべての人が様々な違いを尊重し、自分らしく生きることができる社会の推進が求められている。このため、条例の目的について、男女共同参画社会の形成から、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に改め、併せて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度等の規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正概要

- (1) 題名を次のように改める。
江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例
- (2) 差別的取扱い等の禁止事項として、性的指向又は性自認についての公表の強要等及び他人の性表現の妨げについて規定する。(第4条関係)
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設する。(第9条の2関係)
- (4) 条文中にある「男女」を「すべての人」に、「性別」を「性別等」に改める等、多様性を尊重する社会の形成に即した文言に規定を整備する。
- (5) 附則において、江東区男女共同参画推進センター条例を改正し、男女共同参画推進センターの設置目的である「男女共同参画社会を実現」を「男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現」に改める。

3 新旧対照表

2～9ページのとおり

4 施行期日

令和7年7月1日

現行	改正案
<p data-bbox="341 340 667 371">江東区男女共同参画条例</p> <p data-bbox="256 443 411 474">目次 (略)</p> <p data-bbox="256 497 863 909">かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「ごみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増等に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において<u>男女が平等に</u>支えあっていく必要がある。</p> <p data-bbox="256 931 863 1249">江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根深く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められている。</p> <p data-bbox="256 1415 863 1590">すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち<u>合い</u>、性別にかかわらず、<u>その個性と能力を十分に発揮していく</u>江東区を実現するため、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="272 1662 352 1693">(目的)</p> <p data-bbox="256 1715 863 2027">第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、<u>基本理念を定め、並びに江東区</u>(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、<u>男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進</u>することを目的とする。</p>	<p data-bbox="979 340 1501 421">江東区男女共同参画<u>及び多様性の尊重を推進する</u>条例</p> <p data-bbox="895 443 1050 474">目次 (略)</p> <p data-bbox="895 497 1501 909">かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「ごみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増等に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において<u>すべての人が平等に</u>支えあっていく必要がある。</p> <p data-bbox="895 931 1501 1393">江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根深く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められている。<u>さらに、すべての人が性別等にとらわれず、様々な違いを尊重し、自分らしく生きることが</u>できる社会の形成が求められている。</p> <p data-bbox="895 1415 1501 1639">すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、性別等にかかわらず<u>性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合い、安心して暮らせる</u>江東区を実現するため、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="911 1662 991 1693">(目的)</p> <p data-bbox="895 1715 1501 2027">第1条 この条例は、男女共同参画<u>及び多様性を尊重する</u>社会の形成に関し基本理念を定め、江東区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、<u>区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画及び多様性を尊重する</u>社会の形</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(加える)

- (2) 積極的改善措置 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)・(4) (略)

(加える)

(加える)

(基本理念)

成を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会 すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、及び社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 性別等 公的に管理及び登録された性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)、性的指向(どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)並びに性表現(外面に表れる性についての自己表現をいう。以下同じ。)をいう。

- (3) 積極的改善措置 すべての人が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(4)・(5) (略)

(6) パートナーシップ 性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。

(7) ファミリーシップ パートナーシップにある2人と規則で定める親族(以下「親族」という。)との家族としての関係をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程において、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活及び職業生活等を両立すること。
- (5) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組に密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。

(性別を理由とする差別的取扱い等の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

3 (略)

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

(加える)

第3条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) すべての人が、価値観、生き方及び性別等にかかわらず個人として尊重され、直接的であるか間接的であるかを問わず価値観、生き方及び性別等を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、すべての人の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) すべての人が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程において、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活及び職業生活等を両立すること。
- (5) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成が、国際社会における取組に密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。

(差別的取扱い等の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別等を理由とする差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等への身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

3 (略)

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

5 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

(加える)

(区の責務)

第5条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画社会の形成に取り組まなければならない。

3 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び区の職員に対する男女共同参画社会の形成に関する意識の啓発並びに財政上の措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を主体的に推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(行動計画)

第8条 区長は、男女共同参画社会の形成に関

6 何人も、正当な理由がない限り、他人の性表現を妨げてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に取り組まなければならない。

3 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備、区の職員に対する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する意識の啓発及び財政上の措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を主体的に推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(行動計画)

第8条 区長は、男女共同参画及び多様性を尊

する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

（基本的施策）

第9条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 事業者に対し、雇用の分野における必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況等について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように必要な支援を行うこと。

(5) 男女が性及び健康について、互いの人権を尊重し理解を深めるとともに、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるように学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

（加える）

重する社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

（基本的施策）

第9条 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を積極的に推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 事業者に対し、雇用の分野における必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況等について報告を求め、男女共同参画及び多様性を尊重する適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(4) 家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように必要な支援を行うこと。

(5) すべての人が性及び健康について、互いの人権を尊重し理解を深めるとともに、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるように学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

（江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度）

第9条の2 区は、婚姻関係にないパートナーシップにある2人及びファミリーシップにある親族が家族として安心して暮らしやすい環境づくりにつなげるため、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。

(調査研究)

第10条 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

第11条 (略)

(拠点施設)

第12条 区は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施し、並びに区民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を総合的に支援する拠点施設を設けるものとする。

(苦情の申出)

第13条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 (略)

3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の申出)

第14条 区民及び事業者は、性別を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に

2 前項の江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップにある2人がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを区に宣誓し、当該宣誓に係る届出を受領したことを区長が証明する制度をいう。

3 前2項に定めるもののほか、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(調査研究)

第10条 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

第11条 (略)

(拠点施設)

第12条 区は、区民及び事業者の男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に関する取組を総合的に支援する拠点施設を設けるものとする。

(苦情の申出)

第13条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 (略)

3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、第15条の江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の申出)

第14条 区民及び事業者は、性別等を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を阻害す

に対する相談がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出に適切に対応するため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講じるものとする。

(設置)

第15条 男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、江東区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第16条 審議会は、区長の諮問に応じ、行動計画の策定、変更その他男女共同参画社会の形成の推進に係る重要な事項を調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、男女共同参画社会の形成の基本的施策の実施状況について調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

3 審議会は、第13条の第三者の機関の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。ただし、男女いずれかの一方の委員の数は、10分の6を超えないものとする。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第18条～第21条 (略)

る要因による人権侵害に対する相談がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の規定による申出に適切に対応するための相談窓口を設置し、相談内容に応じて必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(削る)

(設置)

第15条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、江東区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第16条 審議会は、区長の諮問に応じ、行動計画の策定、変更その他男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に係る重要な事項を調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の基本的施策の実施状況について調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

3 審議会は、第13条第2項の第三者の機関の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内の者をもって組織する。ただし、男女いずれかの一方の委員の数は、10分の6を超えないものとする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条～第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(江東区男女共同参画推進センター条例の一部改正)

2 江東区男女共同参画推進センター条例(平成2年12月江東区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「参画社会」を「参画及び多様性を尊重する社会」に改める。